



八千代市監査公表第13号

平成30年11月21日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 緑川利行

平成29年度監査（都市整備部）の結果に基づき又は当該
監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成30年7月31日付け八監第161号により提出した平成29年度監査（都市整備部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
都市整備課	指摘事項	<p>1 清算金の管理について</p> <p>【所見】</p> <p>大和田駅南地区土地区画整理事業に伴う清算金について、八千代都市計画事業大和田駅南地区土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和 62 年八千代市条例第 16 号）に基づき、一部の債務者の分割納付を認めているため、毎年度の納付すべき金額を調定し、納入通知書の送付を行っていることから、翌年度以降に調定する債権は未調定債権として扱うべきものである。</p> <p>しかしながら、八千代市財務規則（平成 8 年八千代市規則第 15 号。以下「規則」という。）第 298 条第 1 項の規定による会計管理者への通知が行われていなかった。</p> <p>今後は規則に基づき、債権の管理を適切に行われたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>大和田駅南地区土地区画整理事業に伴う清算金のうち翌年度以降に調定する債権につきましては、未調定債権として管理するとともに、平成 30 年 9 月末時点の未調定債権を未調定債権現在額通知書により会計管理者に通知しました。今後についても八千代市財務規則（平成 8 年八千代市規則第 15 号）に基づき適切に処理いたします。</p>